7.消費者契約の総論

7-1.商人間契約と消費者契約

製造業者

卸売業者

小売業者

消費者

商品売買①

商品売買②

商品売買③

原材料仕入等

(1)商人間契約

当事者の関係（情報・交渉力）→法の介入？（任意規定。民91）

弱い事業者を保護するためのルール（→「経済法」）

・優越的地位の濫用（独禁19・2Ⅸ⑤）

　　購入要請（独禁2Ⅸ⑤イ）、利益提供の要請（同ロ）、不当な取引条件（同ハ）

・下請代金支払遅延等防止法（下請法）

親事業者（完成品メーカー等）が下請事業者（部品メーカー等）に代金の支払遅延等を行うことを規制

＊川濱昇ほか『ベーシック経済法〔第4版〕』（有斐閣、2014年）第4章9参照

(2)消費者契約

情報・交渉力（消費契約1参照）＋販売方法・代金支払方法

→法の介入（強行規定、行政的監督）

7-2.消費者契約についての法規制

①契約についての一般法

②消費者契約についての一般法

③消費者契約についての特別法

＝民法、商法

＝消費者契約法

＝特定商取引法、割賦販売法etc.

←　　　適用範囲　　　→

一般私法ルールからの乖離

↑

↑

＊適用順序（消費契約11）

7-3.消費者契約と約款

(1)約款

・附合契約

・約款の内容を知って契約？

→「民法の一部を改正する法律案」548条の2～548条の4

(2)約款についての民法の規定

約款が契約内容になるための要件、不当な条項、内容の表示、変更

民法の一部を改正する法律案（第189回国会閣法63）

第三編第二章第一節　第五款　定型約款

　（定型約款の合意）

第五百四十八条の二　定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。）を行うことの合意（次条において「定型取引合意」という。）をした者は、次に掲げる場合には、定型約款（定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。）の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

　一　定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。

　二　定型約款を準備した者（以下「定型約款準備者」という。）があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

２　前項の規定にかかわらず、同項の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第一条第二項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。

　（定型約款の内容の表示）

第五百四十八条の三　定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない。ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、この限りでない。

２　定型約款準備者が定型取引合意の前において前項の請求を拒んだときは、前条の規定は、適用しない。ただし、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

　（定型約款の変更）

第五百四十八条の四　定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

　一　定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。

　二　定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

２　定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

３　第一項第二号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。

４　第五百四十八条の二第二項の規定は、第一項の規定による定型約款の変更については、適用しない。

7-4.電子消費者契約

(1)インターネットを通じた消費者契約

Amazon、楽天などネット販売の普及

通信販売→特定商取引法

(2)電子消費者契約に関する特例

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律

（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第189回国会閣法64）の成立後は、電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律）

電子契約特3　⇔　民95但

ただし次の場合

・意思の有無について確認を求める措置

・そのような措置を講ずる必要がない旨の意思の表明